平成２７年（フ）第５９４５号
東京都目黒区下目黒５丁目34―20　セザール第三不動前302
債務者　榎本登起子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４９号
東京都板橋区大山東町13番９―302
債務者　石川　優子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６９号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目１番８号　ウッディーヒルズ102、申立時の住所神奈川県藤沢市石川635番地の９　めぐみビル403号室
債務者　金井　文子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７８号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町16番40号　ベイショアパーク107
債務者　池下　美緒（旧姓室伏）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８５号
東京都八王子市八日町８番１号ビュータワー八王子2206号
債務者　當山　律子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７号
栃木県小山市大字横倉484番地16、従前の住所栃木県小山市大字乙女444番地16
債務者　鈴木　慎一
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４８号
栃木県小山市大字横倉484番地16、従前の住所栃木県小山市大字乙女444番地16
債務者　鈴木　一太
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５７６６号
東京都葛飾区亀有３丁目44―17　サンプレイスＳ201
債務者　川上　安雄
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８３３号
千葉県松戸市栄町５丁目324―６
債務者　福田　重夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８３４号
千葉県松戸市栄町５丁目324―６
債務者　福田　信夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８５８号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目９―９
債務者　二木　　愛
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８５９号
埼玉県戸田市笹目４丁目32―４―105
債務者　柿澤　　力
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５３号
静岡県浜松市天竜区山東2938―12　ルミエール八幡203、住民票上の住所静岡県浜松市天竜区春野町宮川2675番地
債務者　森下　康広
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
東京都あきる野市渕上264番地３ＫＩマンション301号
債務者　土田　　仁
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７８号
東京都あきる野市渕上264番地３ＫＩマンション301号
債務者　土田佳代子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部